

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第13号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和28年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
占用物件		占用料			占用物件		占用料		
		単 位	所在地				単 位	所在地	
	第 1 級 地		第 2 級 地	第 3 級 地		第 1 級 地		第 2 級 地	第 3 級 地
[略]					[略]				
政令第7条第8号に掲げる施設	[略]	[略]	[略]		政令第7条第8号に掲げる施設	[略]	[略]	[略]	
[略]			[略]		[略]			[略]	
政令第7条第12号に掲げる器具			[略]		政令第7条第12号に掲げる器具			[略]	
[略]					政令第7条第14号に掲げる施設 Aに0.033を乗じて得た額 [略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。